



# その ワイヤレス機器は 電波トラブル 起こしてるかも!?

ネットで購入する前に技適マークを必ずチェック!

ワイヤレスヘッドホン、スマートウォッチ、ドローンや  
トランシーバーは電波を使う機器です。

不法無線局の使用は、日本の安全を守る重要な無線に支障を  
きたすおそれがあり、違法です。罰則の適用対象となります。

CMアニメ  
動画公開中!

CV：小清水亜美  
CV：梅原裕一郎



総務省 九州総合通信局  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

詳しくは **総務省 電波利用**

検索



車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



**STOP THE  
不法電波!**

**アマチュア無線  
外国製トランシーバー  
無線の違法な使用、必ず発覚!**

- アマチュア無線の業務での使用は違法です
- 外国製トランシーバー（外国規格）の国内での使用は違法です



## 電波法違反の罰則

不法無線局を開設、または運用した場合 **1年以下の拘禁刑** または **100万円以下の罰金**

不法電波で重要な無線通信を妨害した場合 **5年以下の拘禁刑** または **250万円以下の罰金**



総務省 九州総合通信局  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

詳しくは **総務省 電波利用**

検索



車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

その無線機器、大丈夫？

新しいワイヤレスヘッドフォンを買ったから大丈夫？

え、技術マークって？

無線機器が、電波法に適合していることを証明するマークです。

無線機器を使用するにあたっては、電波法に適合していることが必要です。

技術マークのない無線機器は、知らず知らずのうちに電波法違反を犯す可能性があります。

技術マークのない無線機器は、電波法に適合していることが必要です。

重要無線通信の例

- 警察 消防 救急
- 航空 鉄道 船舶

技術マークを確認しようね！

必ず技術マークを確認しようね！

技術マークのない無線機器は、電波法に適合していることが必要です。

詳しくは、技術マークのチェック！

技術マークとは？ Check!

電波に関する困りごと、ご相談は下記までお問い合わせください。

<b>北海道総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域/北海道	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(011)737-0099 (011)737-0033 (011)709-6000 (011)709-3550
<b>東北総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域/青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(022)221-0641 (022)221-0698 (022)221-0616 (022)221-0610
<b>関東総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域/栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(03)6238-1939 (046)888-2182 (03)6238-1945 (03)6238-1932 (03)6238-1940
<b>信越総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域/新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(026)234-9976 (026)234-9991 (026)234-9998 (026)234-9961
<b>北陸総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ 管轄区域/富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(076)233-4447 (076)233-4491 (076)233-4414 (076)233-4405
<b>東海総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/choukai/ 管轄区域/岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(052)971-9107 (052)971-9648 (052)971-9142 (052)971-9104
<b>近畿総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ 管轄区域/滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(06)6942-8535 (06)6942-8567 (06)6942-8544 (06)6942-8502
<b>中国総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域/鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(082)222-3332 (082)222-3388 (082)222-3308 (082)222-3314
<b>四国総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ 管轄区域/高松、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(089)936-5051 (089)936-5030 (089)936-5006 (089)936-5020
<b>九州総合通信局</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域/福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(096)312-8253 (096)326-7873 (096)326-7843 (096)326-7819
<b>沖縄総合通信事務所</b> https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ 管轄区域/沖縄	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(098)865-2308 (098)865-2307 (098)865-2303 (098)865-2390

そのコイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも!?

電波の3つのルール

- 01 無線機器を使用の際は「技術マーク」の確認を。
- 02 外国規格の無線機器にはご注意ください。
- 03 電波の利用には、原則、免許が必要です。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使しましょう！

詳しくは、総務省 電波利用ポータルへ [電波利用 検索](https://www.tele.soumu.go.jp/)



2026.04

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。電波の不正利用で混信が発生したら命の危険につながることも。「パレなきや平気」は通用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

- CASE 01 不法無線局※を開設、または運用した場合 **1年以下の拘禁刑** または **100万円以下の罰金**
- CASE 02 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合 **5年以下の拘禁刑** または **250万円以下の罰金**

※(不法市民ラジオ)、「不法アマチュア無線」など。ほとんどが車載、携帯などで移動中に使用されています。

不法電波を取り締まる DEURAS デュラスシステム



無線機器を使用の際は「技術マーク」の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技術マーク(技術基準適合証明等のマーク)」です。日本国内で安心して使用するためには、必ず総務省が定める技術基準に適合しているかどうかを確認しましょう。もし技術マークがない機器を使用した場合、電波法違反となる可能性があります。

技術マークってどこに付いているの？

- ワイヤレスヘッドフォン:本体や、充電端子近くなど
- ドローン:本体やリモコンの裏面など
- トランシーバー:裏面または内蔵バッテリーを取り外した部分など
- スマートウォッチ等:設定等から表示される液晶画面など

多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているが、ディスプレイに表示されているよ！無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

※ 技術マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続きが必要な無線機器も存在します。必要となる手続きをご確認の上、無線機器を購入してください。

無線機器を購入する前にご確認ください

トランシーバーやドローンなど、一部の無線機器には混信や電波トラブルを引き起こすおそれがあります。日本国内で安心して使用するためには、必ず総務省が定める技術基準に適合しているかどうかを確認しましょう。もし技術マークがない機器を使用した場合、電波法違反となる可能性があります。

- 01 技術基準適合証明等を受けた機器の検索
- 02 「無線設備試買テスト」の公表内容

※ 即日販売が待ちだすE4/F1機実機は入庫の日から90日以内に関わって一定条件を満たせば利用可能です。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/

電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許記録を無線設備の設置(常置)場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許(更新)手続きも忘れずに行ってください。

注意

- アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。
- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

必ずルールを守りましょう!!

